

◎南大隅町商工業者原油価格・物価高騰対策事業◎

支援金のご案内

原油価格高騰・物価高騰の影響により、多くの事業者が経費増の影響を受けています。経費の増加を価格に転嫁できないなど厳しい経営環境にある町内事業者に対し、町独自の支援金を給付します。

★対象者の条件……次のいずれも満たす事業者となります。

- ①令和4年1月から6月のいずれかの月の燃料費や原材料費等の経費が、昨年同時期と比較して、1ヶ月でも増加している場合又は
令和4年1月から6月のいずれかの月の売上が、令和元年から令和3年のいずれかの年の同月と比較して、1ヶ月でも減少している町内事業者
- ②町内に住所又は主たる事業所を有している事業者か南大隅町商工会に加入している事業者のいずれかで、事業を継続している事業者（第1次産業を除く。ただし、南大隅町商工会に加入している事業者等は全ての業種を対象とする。）
- ③令和3年の事業収入が60万円以上で確定申告等をしている事業者
（ただし、令和3年以降の新規開業者は、1ヶ月の収入額を基礎額として、年間収入を算出できる。）
- ④令和4年7月1日までに開業している事業者

◎対象外

- 銀行、郵便局など公的要素が高い事業者 ○宗教上の組織又は団体 ○暴力団等
○役場の他課において類似する同様の支援金を受ける者 ○他市町において類似する同様の支援金を受ける者

★支援する金額

個人 5万円

法人 10万円

●申請に必要な書類

- ①対象者チェック表
- ②支援金申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ③支援金申出書兼請求書（様式第2号）
- ④燃料費・原材料費等又は売上報告書（別紙1）
- ⑤報告書に記載のある燃料・原材料等の領収書、売上がわかる帳簿等の写し
- ⑥確定申告書又は住民税申告等の写し
- ⑦開業届（申告書がない新規事業者のみ）
- ⑧その他町長が必要と認める書類

●申請受付期間

令和4年8月22日（月）～令和4年10月31日（月）まで：（平日 8:30～17:15）

●申請方法

南大隅町役場商工観光課または佐多支所へ持参ください。

〈問い合わせ先〉

南大隅町役場 商工観光課 農商工連携係 ☎24-3115（平日 8:30～17:15）